

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

令和八年七月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

第一号			指定番号
建築基準法第四十二条第一項第四号			指定に係る道路の種類
令和八年七月十三日			指定の年月日
埼玉県飯能市大字岩沢字前原九百八十九―二から 埼玉県飯能市大字岩沢字前原九百八十五―一まで	埼玉県飯能市大字岩沢字上野六百五十五―二から 埼玉県飯能市大字岩沢字上野六百六十一―二まで	埼玉県飯能市大字岩沢字上野六百四十八から 埼玉県飯能市大字岩沢字上野六百五十五―二まで	指定に係る道路の位置
百四十一・〇	八十九・〇	六十六・〇	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
四・〇	五・〇	五・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)